

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額に関する告示の一部改正
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

五

(同)

五

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

六

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表各機関共通の部2の項中

災害対策に関する重要な事務に従事する職員で別に定めるもの			
防災服B(上・下)	帽子B	ベルトB	くつ
一着	一個	一本	一足
別に定める期間			
を			

災害対策に関する重要な事務に従事する職員		
防災服B(上・下)	帽子B	ベルトB
夏・冬各一着	一個	一本
別に定める期間		
夏服・冬服の貸与対象職員は別に定める。		
に		

改め、同表環境生活部廃棄物対策課の部中「職員」の下に「及び不適正処理に関する現場立入調査業務に従事する職員」を加え、同表環境生活部不法投棄監視課の部及び環境生活部地球環境課の部を次のように改める。

環境生活部清流の国ぎふづくり推進課	12	自然公園及び鳥獣保護に関する業務を担当する職員	作業服(上・下)	一着	三年
環境生活部地球環境課	13	現場業務に従事する技術職員	作業服(上・下)	一着	三年

別表農政部農業技術課の部中「農政部農業技術課」を「農政部農業経営課」に改め、同表林政部森林整備課の部中

作業服(上・下)	一着	一年	三年	林業改良の普及業務に従事する職員を除く。 林業改良の普及業務に従事する職員に限る。
----------	----	----	----	--

作業服(上・下)	一着	一年	三年	林業普及指導業務に従事する職員を除く。 林業普及指導業務に従事する職員に限る。
長ぐつ	一足	三年		
防寒服	一着	三年		

改め、同表都市建設部街路公園課、下水道課、建築指導課、公共建築住宅課、水道企業課の部機関の欄中、「公共建築住宅課」を削り、同部の次に次のように加える。

作業服(上・下)	夏・冬各一着	二年		
----------	--------	----	--	--

都市建設部公共建築住宅課	26	現場業務に従事する職員	防寒服	一着	三年
			安全ぐつ	一足	三年

別表県税事務所の部中「26」を「27」に、「27」を「28」に改め、同表自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所の部中「28」を「29」に改め、同表振興局の部中「29」を「30」に、「30」を「31」に改め、同表産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所の部から森林研究所の部までを削り、同表保健所の部中「41」を「32」に、「42」を「33」に、「43」を「34」に、「44」を「35」に、「45」を「36」に、「46」を「37」に、「47」を「38」に、「48」を「39」に、「49」を「40」に、「50」を「41」に改め、同表保健環境研究所の部中「51」を「42」に、「52」を「43」に、「53」を「44」に改め、同表衛生専門学校の部中「54」を「45」に、「55」を「46」に、「56」を「47」に、「57」を「48」に改め、同表食肉衛生検査所の部中「58」を「49」に、「59」を「50」に改め、同表身体障害者更生相談所の部中「60」を「51」に改め、同表知的障害者更生相談所、希望が丘学園、わかあゆ学園の部中「61」を「52」に、「62」を「53」に、「63」を「54」に、「64」を「55」に、「65」を「56」に、「66」を「57」に、「67」を「58」に改め、同表子ども相談センターの部中「68」を「59」に改め、同表計量検定所の部中「69」を「60」に改め、同部の次に次のように加える。

産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所	61	試験研究業務に従事する職員	予防衣	一着	一年
			安全ぐつ	一足	三年
					理化学試験に従事する職員に限る。
					セラミックス研究所の職員に限る。

別表国際たくみアカデミー、木工芸術スクールの部中「71」を「65」に、「72」を「66」に、「73」を「64」に改め、同表農林事務所の部中「71」を「65」に、「72」を「66」に、「73」を「67」に改め、同	63		62				
	試験研究業務に立会する職員		現業業務に従事する職員				
	作業服（上・下）	安全ぐつ	長ぐつ	作業服（上・下）	防寒服		
	一着	一足	一足	夏・冬各一着（新規採用の年に限り各二着）	一着		
	二年	三年	一年	一年（新規採用の年に貸与された被服に限り二年）	三年		
	木工機械操作に従事する職員に限る。		機械材料研究所の職員及び生活技術研究所の職員に限る。		セラミックス研究所の成形及び原料調整に従事する職員に限る。		
部の次に次のように加える。							
農業技術センター、中山間農業研究所							
68							
試験研究業務に従事する職員							
地下足袋	作業服（上・下）	防寒長ぐつ	防寒服	長ぐつ	作業服（上・下）	予防衣	
一足	夏・冬各一着（新規採用又は異動による職種変更の年に限り各一着）	一足	一着	一足	夏・冬各一着（新規採用又は異動による職種変更の年に限り各一着）	一着	
一年	一年（新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年）	二年	二年	一年	一年（新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年）	一年	
		中山間農業研究所の職員に限る。	果樹部の職員に限る。	農業技術センター、作物部、花き部及び野菜・果樹部の職員に限る。			

畜産研究												
70						69						
試験研究業務に従事する職員						農業技手						
長ぐつ	作業服(上 下つなぎ)	作業服(上 ・下)	予防衣			防寒長ぐつ	防寒服		防除用マスク	防除衣	帽子	長ぐつ
一足	一着	一着	一着			一足	一着		二個	一着	一個	一足
一年	一年	一年	一年	二年		二年	二年	三年	一年	一年	三年	一年
飛驒牛研			飛驒牛研 研究及び 養鶏研究 部の職員 に限る。	飛驒牛研 研究及び 豚研究部 の職員に 限る。	酪農研究 部及び養 豚研究部 の職員に 限る。	中山間農 業研究所 の職員に 限る。	中山間農 業研究所 の職員を 除く。	中山間農 業研究所 の職員に 限る。	従事する 職員に限 る。	農業の散 布作業に 従事する 職員に限 る。		
河川環境 研究所												
73				72				71				
水産技手				試験研究業務に従事する職員				農業技手				
長ぐつ	作業服(上 ・下)			長ぐつ	防寒長ぐつ	防寒服	作業服(上) 作業服(下)	長ぐつ	防寒服	作業服(上 下つなぎ)	作業服(上 ・下)	防寒服
一足	夏・冬各一着 (新規採用又 は異動による 職種変更の年 に限り各一着)			一足	一足	一着	一着(隔年で 二着)	一足	一着	一着	夏・冬各一着	一着
一年	一年(新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年)			二年	二年	三年	一年	二年	一年	三年	一年	三年
												研究及び酪農研究部の職員に限る。

別表家畜保健衛生所の次のように加える。

森林研究 所	80	試験研究業務 に従事する職 員	作業服(上 ・下)	夏・冬各一着	二年
-----------	----	-----------------------	--------------	--------	----

別表森林文化アカデミーの部中「80」を「81」に改め、同表土木事務所の部中「81」を「82」に、「82」を「83」に改め、同表東海環状自動車道事務所の部中「83」を「84」に改め、同表犀川管理事務所の部中「84」を「85」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「85」を「86」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「86」を「87」に改め、流域浄水事務所の部中「87」を「88」に、「88」を「89」に改め、同表建築事務所の部中「89」を「90」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三十七号の二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十三年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二 十 歳 未 満	四、三一七円	一一、七五〇円
二 十 歳 以 上 二 十 五 歳 未 満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二 十 五 歳 以 上 三 十 歳 未 満	五、五六五円	一三、〇二八円
三 十 歳 以 上 三 十 五 歳 未 満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三 十 五 歳 以 上 四 十 歳 未 満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四 十 歳 以 上 四 十 五 歳 未 満	六、七四九円	二一、〇六五円
四 十 五 歳 以 上 五 十 歳 未 満	六、六八八円	二一、七五〇円
五 十 歳 以 上 五 十 五 歳 未 満	六、二七四円	二四、四〇九円
五 十 五 歳 以 上 六 十 歳 未 満	五、五四九円	二一、一八三円
六 十 歳 以 上 六 十 五 歳 未 満	四、六二九円	二〇、七五四円
六 十 五 歳 以 上 七 十 歳 未 満	三、九四〇円	一五、二二七円
七 十 歳 以 上	三、九四〇円	一一、七五〇円

岐阜県告示第二百三十七号の三

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、

「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号及び別表第二健康福祉部次長（医療・保健担当）及び精神保健福祉センター所長の項中「健康福祉部次長（医療・保健担当）」を「技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長」に改める。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の款人間ドック受診者を除く全職員のうち検査項目の欄第十号中「及びクレアチニン」を「、クレアチニン及び推算糸球体濾過量（GFR）」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

ビー・アール・テクノセンター